

平成 25 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイグループホールディングス
(コード番号 3063 : 東証マザーズ)
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目 4 番 28 号
代 表 者 代表取締役社長 新田 二郎
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 赤工 朝飛
電 話 番 号 (052) 243-0026 (代表)
(URL <http://www.jgroup.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 29 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

法令で定める監査役に欠員が出た場合に備えるための補欠監査役の選任を 2 年毎に行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とする変更を行うものであります。また、取締役会の招集につき所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 25 年 5 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 5 月 29 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことが出来る。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p>2 取締役および<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことが出来る。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後<u>4</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

以 上